



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

滋賀労働局発表  
令和6年10月30日

# 令和6年度「過重労働解消キャンペーン」に関する協力要請を県内の主要な労使団体等に行いました。

平成26年11月に施行された「過労死防止対策推進法」において、11月は「**過労死等防止啓発月間**」とされています。

このため、厚生労働省及び各都道府県労働局では、同月間に、長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「**過重労働解消キャンペーン**」を実施しています。

この取組の一環として、滋賀労働局では、キャンペーン期間を前に、県内の主要な68の労使団体等に対し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の積極的な取組に向けた協力要請を行いました。

滋賀経済産業協会

日本労働組合総連合会滋賀県連合会



毎日の労働時間、見直しませんか？

「**ダメ、働きすぎ!**」

11月「過労死等防止啓発月間」に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します!

無料 令和6年11月2日(日) 9:00~17:00

0120-794-713

11月1日~7日は、過重労働相談受付期間です

0120-811-610

11月2日(日)は、SNS限定実施となります

毎年11月は「**過労死等防止啓発月間**」です

「**過重労働**」

「**知っていますか?**」

長時間労働が健康に与える影響は?

2~6か月平均で月80時間を超えると「**高**」

1ヶ月50時間以内 → 低

2~6か月平均で月80時間を超えると「**高**」

1ヶ月50時間以内 → 低

確かめよう労働条件

働き方・休み改善ポータルサイト

厚生労働省では、**過重労働解消キャンペーン**期間中、次の取組を実施します

- 1 労使の主体的な取組を促進します
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します
- 3 長時間労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します
- 4 労働相談を実施します
- 5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

「**過労死等防止対策推進シンポジウム**」を開催します

11月は「**しわ寄せ防止**」キャンペーン月間でもあります

この記事に関するお問い合わせ先  
労働基準部監督課 TEL: 077-522-6649